

川崎市快適トイレの設置に関する試行要領

(目的)

第1条 本試行要領（以下「本要領」という。）は、川崎市建設緑政局、各区役所道路公園センター、港湾局及び上下水道局が発注する工事（以下「工事」という。）において、男女ともに快適に利用できる仮設トイレ（以下「快適トイレ」という。）を設置するための必要事項を定め、建設現場を男女ともに働きやすい環境に整備すると共に、女性・若手技術者の担い手確保の一翼を担うことを目的としたものである。

(対象工事)

第2条 工事には原則快適トイレを設置する。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とすることができる。

- (1) 通常、仮設トイレが設置されずに施工される工事（緊急工事、維持工事等で実施が困難なもの）
- (2) 主たる工種が屋外作業でない工事
- (3) 災害復旧工事
- (4) 効果が期待できないもの
- (5) 工事準備・後片付け期間を除く純工期が1ヶ月未満の工事
- (6) 監督員と協議の結果、快適トイレの手配あるいは設置場所の確保等が困難であると判断された場合

(仕様)

第3条 工事現場に設置する快適トイレについては、(1)に示す仕様を満たし、(2)に示す付属品を備えるものでなければならない。また、(3)に示す仕様等を満たすものであるよう努めるものとする。

(1) 快適トイレに求める標準仕様【必須】

- ① 洋式便器
- ② 水洗または簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ③ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
- ④ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
- ⑤ 照明設備（電源がなくても良いもの）
- ⑥ 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重5kg以上とする）

(2) 快適トイレとして活用するために備える付属品【必須】

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ⑨ サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
- ⑩ 鏡付きの洗面台
- ⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

(3) 推奨する仕様及び付属品

- ⑫ 室内寸法 900×900mm 以上（半畳程度以上）
- ⑬ 室内温度の調整が可能な設備（空調設備等）
- ⑭ 擬音装置（機能を含む）
- ⑮ 着替え台（フィッティングボード）
- ⑯ 臭気対策機能（フラッパー機能）の多重化
- ⑰ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）
- ⑱ 上記以外に快適性向上に資するもの（温水洗浄便座、手すり、ヘルメット置き、緊急ブザー等）

(協議)

第4条 受注者は、契約後速やかに、快適トイレの導入の有無、仕様、設置期間、設置基数及び概算額等の詳細を記載した工事打合せ簿を監督員に提出の上、協議しなければならない。

2 第5条第1項に基づき共通仮設費の現場環境改善費（率分）を充当する場合は、現場環境改善（仮設備関係、営繕関係、安全関係）及び地域連携の各費目から1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を

基本として実施する。ただし、地域の状況・工事内容により指定の組み合わせ等が困難な場合は、受発注者間で協議のうえ、実施費目数及び実施内容の変更ができるものとする。

3 受注者は、設置する快適トイレが前条（１）に示す仕様を満たし、同条（２）に示す付属品を備えるものであることを示す事が分かる具体的な内容、実施時期等を施工計画書に記載し、事前に発注者へ提出し、発注者から承認を得なければならない。

4 受注者は、建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際は、以下の（１）～（６）の各号に配慮することとする。

（１）全般

女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。

（２）設置位置

女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

（３）動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする。

（４）ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする。

（５）照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする。

（６）外観

建設業の更なるイメージアップのため、清潔感のあるデザインや周辺環境との調和に配慮をする。

（設置に要する費用）

第５条 快適トイレに要する費用については、当初設計には計上しないものとし、最終の契約変更確定時において、実際にかかった費用から１０，０００円／基・月（従来型トイレ）を除いた額である「積算上の差額」について、５７，０００円／基・月を上限に設計変更の対象とし、共通仮設費の営繕費に積み上げ計上するものとする。積算上限額を超える費用については、共通仮設費の現場環境改善費（率分）を充当することができるが、別途、積み上げ計上はできないものとする。ただし、当該費用に関わる見積書等を前条第１項の協議対象に加えると共に、同第２項の規定に則らなければならない。

2 設置基数は、現場毎に必要な受発注間の協議により、決定するものとする。

なお、ハウス型等の場合は、入口が別になっている場合に限り、入口毎に５７，０００円／基・月を上限に計上できるものとする。

3 運搬、設置、撤去費用は共通仮設費の率分に含まれるものとし、差額の対象としない。

（実績の確認）

第６条 受注者は、快適トイレに要した費用の明細を記載した契約書等の支出実態の分かる資料を監督員に提出し、確認を受けなければならない。

2 受注者は、施工中においては使用する快適トイレの写真撮影を行い、工事完成時に工事完成図書に含めて監督員に提出し、確認を受けなければならない。

（その他）

第７条 工事途中において、疑義が生じた場合には速やかに受発注者間で協議し、決定するものとする。

附則

この要領は、令和８年４月１日から施行する。